

引っ越しの手続きはオンラインで — 3・4月は窓口が大変混み合います —

3月から4月にかけては、転入・転出などの手続きで市役所窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。

市では、マイナンバーカードを利用したオンライン申請を導入しており、ご自宅や外出先から、24時間いつでも（※メンテナンス時を除く）手続きが可能です。

大切な時間を有効に活用するため、ぜひオンラインによる行政手続きをご利用ください。



【1】引っ越し・暮らしの主なオンライン手続き

①転出届（つがる市から市外へ引っ越すとき）

マイナポータルを通じて、市役所に来庁することなく転出手続きが可能です。

※転入先（新しい住所）の自治体窓口には行く必要があります。

②国民健康保険の加入・脱退

会社を退職・就職した際の健康保険の切り替え手続きも、オンラインで行うことができます。

③子育て・介護に関する申請

- ・児童手当の認定請求・現況届
- ・保育施設の利用申し込み
- ・要介護・要支援認定の申請



【2】準備するもの

オンライン申請には、以下のものをご準備ください。

1. マイナンバーカード
2. スマートフォン（マイナンバーカード読取対応機種）またはパソコン+カードリーダー
3. 暗証番号（数字4桁、および署名用電子証明書の英数字6～16文字）

【3】手続きはこちらから

右記QRコードから、対象となる手続き一覧をご確認いただけます。



【問い合わせ先】 デジタル推進課 電話42-2111（内線440）

令和8年4月1日
道路交通法改正

自転車にも反則切符が適用されます

令和8年4月1日から道路交通法の改正により、自転車にも反則切符が適用となり、運転免許の有無に関わらず16歳以上の全ての方が対象となります。

自転車は「車両」であり、自動車と同じ道路交通法が適用されるため、交通違反をすると検挙されます。

交通違反の中でも、「遮断踏切立入り」「携帯電話等使用」「ブレーキを備えていない自転車」については、**警告なしに検挙(青切符処理)**されます。

また、違反により交通事故を起こした場合や飲酒運転などの重大な違反は赤切符等により刑事手続きの対象となり、場合によっては逮捕されることもあります。

【問い合わせ先】 つがる警察署交通課 電話42-3150

有 料 廣 告

人 と 街 の 夢 に ア ク セ ス



A-BITS

株式会社 エービットツ
<http://www.a-bits.co.jp/>



「物価高騰対策商品券」の給付

物価高騰の影響を受けている市民の皆さまの生活を支援し、地域経済の活性化を図ることを目的として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、つがる市発行商品券を給付します。

- | | |
|---------|---|
| 商品券の給付額 | 対象者1人につき16,000円 ※申請手続きは不要です。 |
| 発送予定時期 | 3月中旬から5月中旬にかけてのお届けを予定しています。 |
| 給付対象者 | 令和8年1月1日時点でつがる市住民基本台帳に住民登録されている方 |
| 配布方法 | 給付対象となる方の世帯主あてに <u>ゆうパック</u> （対面配達）で郵送
※1人につき1通ずつ送付します。商品券は金券のため、 <u>指定場所配達（置き配）</u> はできません。 |
| 使用期限 | 令和8年11月30日(月)まで（使用期限が過ぎた商品券は使えません） |

▼注意事項

- 郵便物を受け取れなかった場合、「不在連絡票」が投函されます。ただし、初回配達時に不在であっても「不在連絡票」が投函されず、複数回配達に伺った後「不在連絡票」が投函される場合があります。いずれの場合も速やかに再配達の手続きをお願いします。
 - 再配達の手続きが遅れた場合や長期不在等により受け取りできなかった場合は、一定期間郵便局で保管された後、商工労政課に商品券が返送されます。この場合、商工労政課窓口で世帯主の方に受け取りの手続きを行っていただくことになります。
- ※世帯主本人が来庁できない場合は、世帯主が委任状を記入し、代理人が窓口に必要な書類を持参することで代理人による受け取りも可能です。
- 【持参していただくもの】** 世帯主の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）・委任状（代理受け取りの場合のみ）・窓口に来た方の本人確認書類（代理受け取りの場合のみ）
- 市へ返還された後も手続きが行われない場合は給付を辞退したとみなす場合があります。
 - 本給付を希望しない場合は、対面での受け取りの際に配達員へその旨をお申し出ください。
 - 商品券を紛失した場合は再発行できません。
※委任状の様式等その他詳細については、市ホームページ（QRコード）をご確認ください。

【問い合わせ先】 商工労政課 電話42-2111（内線419）



高齢者タクシー利用助成のお知らせ

通院や買い物など、高齢者の日常生活における外出を支援し、社会参加の促進を目的とした高齢者タクシー利用助成券を交付します。

- ▼対象者(利用者)：つがる市住民基本台帳に記録されている、令和8年4月1日時点で満75歳以上の方。
- ▼助成内容：タクシー初乗り運賃相当額の助成券を1人当たり48枚交付します。
- ▼使用方法：①乗降場所のいずれかがつがる市内である場合に限り、
②本人に限り1回の乗車につき助成券1枚を限度として使用することができます。
③乗車の際に、運転手に本人確認書類を提示する必要があります。



新規申請予定の方へ

4月1日以降市役所本庁舎または各出張所窓口で申請書を受付します。申請の際には、利用者の本人確認書類の写しが必要です。利用者本人以外でも申請書の提出は可能です。申請書は各窓口のほか、市ホームページからダウンロードできます。

また、右記QRコードから申請ができますのでぜひご利用ください。（利用者本人以外でも申請は可能です。）

令和7年度助成券利用済みの方へ

3月中に「継続利用希望調査書」を申請者のご自宅へ郵送します。ハガキに継続利用の希望の有無を記入し投函ください。継続利用を希望する方には、新たに申請書の提出は不要で、4月1日以降に令和8年度助成券を郵送します。

【問い合わせ先】 地域創生課 電話42-2111（内線354）